

# 令和8年度 蟹江町水道水質検査計画



(令和8年3月)

水質検査は、水道水が水質基準に適合し安全であることを把握するために必要不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正化や透明性を確保するために水質検査項目及び検査頻度を定めたものです。

蟹江町水道事業では、皆様に安全でおいしい水道水をお届けするため、毎年度開始前に水質検査計画を策定するとともに、公表します。

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水道水及び原水の状況
- 4 水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由
- 5 臨時の水質検査
- 6 水質検査の方法
- 7 水質検査計画及び水質検査結果の公表
- 8 水質検査結果の評価
- 9 水質検査の精度及び信頼性確保
- 10 関連機関との連携等

# 令和8年度 蟹江町水道水質検査計画

## 1 基本方針

- (1) 水質検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目等とし、特に留意すべき事項を別紙に示します。
- (2) 検査地点は、水質基準が適用される給水栓及び水源とします。
- (3) 検査項目及び検査頻度については、「令和8年度 水道水質検査計画表」表1～2に示すとおりとします。

## 2 水道事業の概要

当町の上水道は、平成19年度までは深井戸を水源とする地下水を浄水処理した自己水と、愛知県水道用水供給事業（以下、「県営水道」という。）から供給される浄水を水源に供給していましたが、地下水の水質が悪化してきたため、平成20年度からは、県営水道のみを水源に別紙1の給水フロー図に示すとおり給水しています。

## 3 水道水及び原水の状況

### (1) 給水状況

令和6年度末現在

区 分	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
給 水 人 口	人	35,743	35,651	35,471	
普 及 率	%	100	100	100	
給 水 件 数	件	14,352	14,450	14,457	
計画1日最大給水量	m <sup>3</sup>	18,500	18,500	18,500	
1日最大給水量	m <sup>3</sup>	13,290	14,150	12,820	
1日平均給水量	m <sup>3</sup>	10,588	10,473	12,172	

### (2) 水源の状況

県営水道(浄水) から供給された水を水源として、町内の給水区域へ給水しています。

なお、緊急時の補助水源として、地下水(深井戸 3井戸)をろ過処理して使用します。

### (3) 浄水場の状況

- ① 所在地 愛知県海部郡蟹江町学戸一丁目225番地
- ② 給水能力 1日最大給水量 18,500m<sup>3</sup>

#### 4 水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由

(1) 毎日検査

色、濁り、残留塩素の3項目の検査を毎日、町内3か所で行います。

※ 令和8年度水道水質検査計画表 表1参照

(2) 毎月1回以上検査

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（TOCの量）、pH値、味、臭気、色度、濁度の9項目の検査を月に1回、給水区域末端給水栓4か所で行います。

※ 令和8年度水道水質検査計画表 表1参照

(3) 3か月に1回以上

消毒副生成物とされる12項目を3か月に1回、給水区域の最末端給水栓（蟹江南クリーンセンター）で行います。

※ 令和8年度水道水質検査計画表 表1参照

(4) 水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目のうち5項目を年1回、給水区域の最末端給水栓（蟹江南クリーンセンター）で行います。

なお、農薬類は、平成20年度から原水が県営水道（浄水）のみのため検査は行いません。

※ 水質管理目標設定項目 表2参照

(5) 水質基準項目の検査

水質基準項目の52項目の検査を年に1回、給水区域の最末端給水栓（蟹江南クリーンセンター）で行います。

また、臭気物質であるジェオスミン、2-メチルイソボルネオールの2項目の検査を年に1回、カビ臭が発生する恐れがある期間に行います。

※ 水質基準参照

(6) 地下水

令和8年度水道水質検査計画表 表1に示す39項目を年に1回、蟹江浄水場系の深井戸3か所で行います。

また、クリプトスポリジウム及びジアルジア検査は、年に1回、クリプトスポリジウム指標菌検査は、3か月に1回行います。

(7) 採水場所

採水場所は、次のとおりとする。

①末端給水栓 4か所

蟹江町本町十二丁目79	豊台団地公民館
蟹江町大字須成字古苗代1733	須成保育所
蟹江町富吉三丁目21	新蟹江北保育所
蟹江町南二丁目226	蟹江南クリーンセンター

## ②地下水 3か所

蟹江町学戸一丁目225番地	蟹江水源
蟹江町学戸四丁目4番地	新町第一水源
蟹江町学戸二丁目87番地	新町第二水源

## 5 臨時の水質検査

次のような事例が認められるときは臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源付近、給水区域及びその周辺で水系感染症が流行しているとき。
- (2) 配水管の大規模工事、その他水道施設が著しく影響を受けたとき、又はその恐れがあるとき。
- (3) その他、特に必要があると認められるとき。

## 6 水質検査の方法

水質検査は、毎日監視が必要な項目は、現地及び蟹江町水道事務所で行い、その他の項目については、水道法第20条第3項の規定による国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた水質検査機関に委託します。

なお、水質検査の方法は、国が定めた水道水の検査方法「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」で実施します。

## 7 水質検査計画及び水質検査結果の公表

水質検査計画や水質検査結果は、町ホームページで公表するとともに水道課窓口でも閲覧できます。

水質検査計画は、検査結果をもとに毎年見直しを行い、必要に応じてその都度改正するものとします。

## 8 水質検査結果の評価

検査結果の評価は検査ごとに行い、基準を超えている場合には直ちに原因究明を行い、基準を満たす水質の確保に努めます。

## 9 水質検査の精度及び信頼性確保

水質検査の精度及び信頼性を確保する観点から、委託する登録水質検査機関は、水道法第20条第3項の規定に基づく登録を受けた水道G L P（水道水、浄水、原水）認定水質検査機関とします。

また、登録水質検査機関が行う内部精度管理結果及び外部精度管理結果の確認を行います。

## 10 関連機関との連携等

水質検査委託機関から検査結果の報告があった際に直ちに、その結果を評価し、不適項目があった場合は、委託検査機関等から指導、助言を受け対処します。

また、当町は県営水道（浄水）を水源としていますので、県と連携を図り水質状況の把握等の情報収集に努め安全で安定した水道水の供給に努めます。

令和8年度 水道水質検査計画表

表 1

水道名		蟹江町水道事業(蟹江浄水場系)				水源名		蟹江・新町第1・新町第2水源				
水質検査の委託の有無及びその内容		委託検査機関に下記項目の検査を委託										
検査項目		浄水水質検査						原水水質検査				
		基準値(mg/l)	過去3か年の最高値	採水場所	採水地点数	検査回数	回数を定めた理由並びに省略に当たってはその理由等	過去5か年間基準値超過水源数	超過水源名	採水地点数	検査回数	
1	一般細菌	100個/ml以下	検出せず	注1	4	48	省略不可項目につき1ヶ月に1回			3	1	
2	大腸菌	不検出	検出せず		4	48				3	1	
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	-	注2	1	1	※1			3	1	
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	-		1	1				3	1	
5	セレン及びその化合物	0.01以下	-		1	1				3	1	
6	鉛及びその化合物	0.01以下	-		1	1				3	1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	-		1	1				3	1	
8	六価クロム化合物	0.02以下	-		1	1				3	1	
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	-	注2	1	1	※2			3	1	
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01以下	-		1	4	消毒副生成物の観点から3ヶ月に1回			3	1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.22	注2	1	1	※1			3	1	
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.1		1	1				3	1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	-		1	1				3	1	
14	四塩化炭素	0.002以下	-		1	1				3	1	
15	1,4-ジオキサン	0.05以下	-		1	1				3	1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	-		1	1				3	1	
17	ジクロロエチレン	0.02以下	-		1	1				3	1	
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	-		1	1				3	1	
19	トリクロロエチレン	0.01以下	-		1	1				3	1	
20	PFOS及びPFOA	0.00005以下	-		1	1						
21	ベンゼン	0.01以下	-		1	1				3	1	
22	塩素酸	0.6以下	0.13	注2	1	4	消毒副生成物の観点から3ヶ月に1回					
23	クロロ酢酸	0.02以下	-		1	4						
24	クロロホルム	0.06以下	0.018		1	4						
25	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.006		1	4						
26	ジブromクロロメタン	0.1以下	0.001		1	4						
27	臭素酸	0.01以下	-		1	4						
28	総トリハロメタン	0.1以下	0.024		1	4						
29	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.01		1	4						
30	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.006		1	4						
31	ブロモホルム	0.09以下	-		1	4						
32	ホルムアルデヒド	0.08以下	-	1	4							
33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	-	注2	1	1	※1			3	1	
34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.04		1	1				3	1	
35	鉄及びその化合物	0.3以下	-		1	1				3	1	
36	銅及びその化合物	1.0以下	0.003		1	1				3	1	
37	ナトリウム及びその化合物	200以下	7.2		1	1				3	1	
38	マンガン及びその化合物	0.05以下	-	1	1			3	1			
39	塩化物イオン	200以下	12	注1	4	48	省略不可項目につき1ヶ月に1回			3	1	
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	18	注2	1	1	※1			3	1	
41	蒸発残留物	500以下	65		1	1				3	1	
42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	-	1	1			3	1			
43	ジェオスミン	0.00001以下	-	注2	1	1	※1			3	1	
44	2-メチルインボルネオール	0.00001以下	-		1	1				3	1	
45	非イオン界面活性剤	0.02以下	-	注2	1	1	※1			3	1	
46	フェノール類	0.005以下	-		1	1				3	1	
47	有機物(全有機炭素TOCの量)	3以下	0.7	注1	4	48	省略不可項目につき1ヶ月に1回			3	1	
48	pH値	5.8~8.6	7.4		4	48				3	1	
49	味	異常でない	-		4	48				0	0	
50	臭気	異常でない	-		4	48				3	1	
51	色度	5度以下	-		4	48				3	1	
52	濁度	2度以下	-		4	48				3	1	
53	1日1回行う検査項目	評価	採水場所		採水地点数	検査回数		備考欄	採水場所 注1:給水区域全域の4ヶ所 (豊台公民館、須成保育所、新蟹江北保育所、蟹江南クリーンセンター) 注2:給水区域の最末端(蟹江南クリーンセンター)			
1	色	異常なし	須成保育所 蟹江南クリーンセンター	3	365							
2	濁り	異常なし	蟹江南クリーンセンター	3	365							
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/l以上	蟹江浄水場出口	3	365							
上記以外に実施する水質検査の内容		特になし										

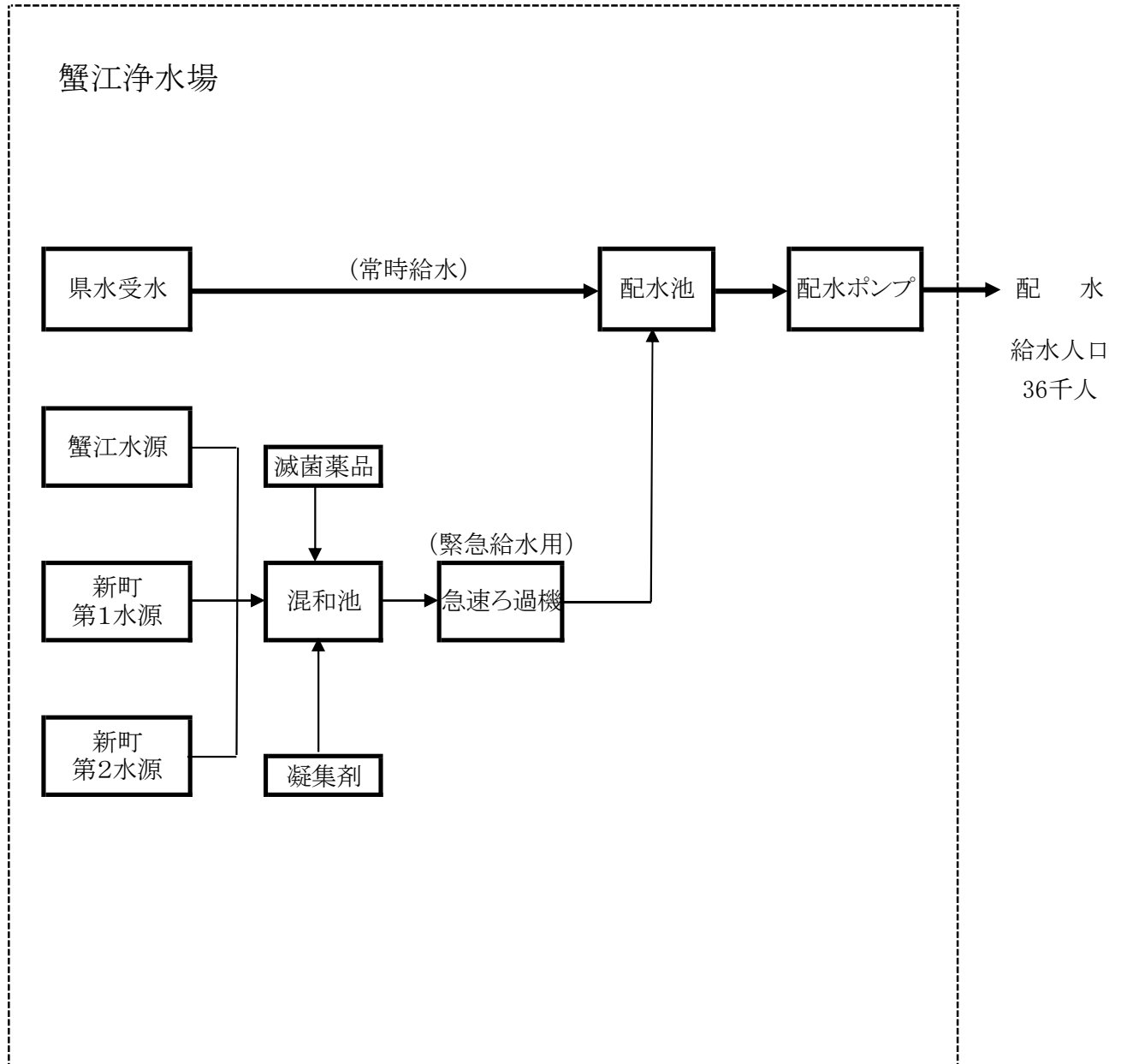
※1 当該事項について過去の検査結果が基準の5分の1以下であり、かつ原水並びにその周辺及び資機材等の状況を勘案し、年1回とする。  
 ※2 施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれがないと認められるため1年に1回

項目 No.	検 査 項 目	測定回数	測 定 場 所
1	アンチモン及びその化合物		蟹江町南二丁目226 蟹江南クリーンセンター
2	ウラン及びその化合物		
3	ニッケル及びその化合物	1	
5	1, 2-ジクロロエタン		
8	トルエン		
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシン)		
10	亜塩素酸		
12	二酸化塩素		
13	ジクロロアセトニル	1	
14	抱水クロラール	1	
15	農薬類		
16	残留塩素		
17	カルシウム、マグネシウム(硬度)		
18	マンガン及びその化合物		
19	遊離炭酸		
20	1, 1, 1-トリクロロエタン		
21	メチル-tert-ブチルエーテル		
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)		
23	臭気強度(TON)		
24	蒸発残留物		
25	濁度		
26	PH値		
27	腐食性(ランゲリア指数)	1	
28	従属栄養細菌	1	
29	1, 1-ジクロロエチレン		
30	アルミニウム及びその化合物		

# 水 質 基 準

区分	検 査 項 目	基準値	解 説
病原微生物の指標	一般細菌	100個/ml以下	水の一般的清浄度を示す指標であり、水道水は塩素消毒で除去されほとんど検出されません。
	大腸菌	検出されないこと	大腸菌を含む水は、糞便に由来する病原菌に汚染されている疑いがあります。
無機物質・重金属	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	河川水等に検出されることはまれですが、鉱山排水・工場等の排水から混入することがあり、イタイイタイ病の原因物質として知られています。
	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	工場排水から混入することがあり、水俣病の原因物質として知られています。
	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	生体微量必須元素で河川水にわずかに含まれます。鉱山・工場排水等から混入することがあります。
	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	鉱山排水・工場排水等の混入によって河川水等で検出されることがあります。また、鉛管の使用により検出されることがあります。
	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	鉱山排水・工場排水等の混入によって河川水等で検出されることがあります。地質等に存在して地下水で検出される場合があります。
	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	鉱山排水・工場排水等の混入によって河川水等で検出されることがあります。
	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	窒素肥料、腐敗した動植物、家庭排水などから混入したアンモニア態窒素が、酸化して生成されます。
	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	シアン化物イオンを含んだ工場排水等の混入によって河川水等で検出されることがあります。
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	窒素肥料、腐敗した動植物、家庭排水などから混入したアンモニア態窒素が、酸化して生成されます。
	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	地質の影響や工場排水から混入することがあります。
ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	工場排水等から混入することがあります。	
一般有機化学物質	四塩化炭素	0.002mg/l以下	化学工業原料、溶剤、金属類の洗浄剤、塗装、ドライクリーニング等に使用され、地下水を汚染している場合があります。
	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	
	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	
	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	
	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	
	PFOS及びPFOA	0.00005mg/l以下	
	ベンゼン	0.01mg/l以下	
消毒副生物	塩素酸	0.6mg/l以下	原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。
	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	
	クロロホルム	0.06mg/l以下	
	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	
	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	
	臭素酸	0.01以下	オゾン処理や消毒剤の次亜塩素酸生成時に不純物の臭素が酸化され生成します。
	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン、ブromホルムの各濃度の合計
	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。
	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	
	ブromホルム	0.09mg/l以下	
ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下		
色・味	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	鉱山排水、工場排水等の混入や亜鉛メッキ鋼管からの溶出等で検出高濃度で水が白濁する原因となります。
	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	高濃度に含まれると、水の変色を起こす場合があります。
	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	高濃度に含まれると異臭味(金気臭)や、洗濯物等を赤褐色に着色する原因となります。
	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	高濃度に含まれると水が青く着色する原因となります。
	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	塩素処理等の水処理に由来し、高濃度に含まれると味覚に影響がでます。
	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	浄水中に高濃度で含まれると、酸化により黒く着色することがあります。
	塩化物イオン	200mg/l以下	下水、家庭排水、工場排水及びし尿等の混入により検出され、高濃度に含まれると味覚を損ないます。
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	適当な硬度の水は味をよくしたりするが、硬度が高いと石けんの泡立ち等への影響がでます。
蒸発残留物	500mg/l以下	水の一般的性状を示す水質指標のひとつです。	
発泡	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	生活排水・工場排水等の混入に由来し、高濃度に含まれると発泡の原因となります。
臭気	ジエオスミン	0.00001mg/l以下	放線菌や藍藻類が作る、カビ臭などの原因物質です。
	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	
発泡	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	生活排水・工場排水等の混入に由来し、高濃度に含まれると発泡の原因となります。
臭気	フェノール類	0.005mg/l以下	微量であっても異臭味の原因となります。
味	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/l以下	有機物等による汚染の度合いを示すものです。
基礎的性状	PH値	5.8以上8.6以下	酸・アルカリの液性を示すものでpH7は中性を表わします。
	味	異常でない	
	臭気	異常でない	
	色度	5度以下	水の着色の程度を示すもので、基準以下ではほぼ無色な水です。
	濁度	2度以下	水の濁りの程度を示すもので、基準以下ではほぼ透明な水です。

# 令和8年度 給水フロー図



## お問合せ先

海部郡蟹江町水道事業 上下水道部 水道課

〒497-0050

海部郡蟹江町学戸一丁目225番地

TEL 0567-95-3636

FAX 0567-95-7188